

外国人患者の医療渡航促進に向けた 現状と課題

平成29年12月21日

外国人患者の医療渡航促進に向けた医療コーディネーター
事業者のあり方等に関する研究会(第2回)

一般社団法人 Medical Excellence JAPAN

1. 医療インバウンドにおけるJIHの現状-1

【Japan International Hospitals (JIH) の現状】

- ・JIHの医療渡航受診者受入実績は現在把握調査中(調査内容は下記の通り)。
- ・受け入れ受診者数の意向については、JIHの現状や計画を元に次回以降調査を進めていく。

<p>調査概要</p>	<p>対象: JIH推奨病院35病院 内容: 渡航受診者受入実績 期間: 平成29年4月から10月までの実績 回答期限: 平成29年12月20日(水)</p>
<p>調査目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・JIHの実績や仕組みの有効性について検証する ・医療国際展開タスクフォースに報告
<p>調査項目 必須/任意 項目を設定</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①在留・訪日外国人および渡航受診者の実績 (国籍別、年齢層別、男女別) ②診療目的の渡航受診者の実績 (診療科別、疾患別) ③健診・検診目的の渡航受診者の実績 ④渡航受診者特有の情報 (言語、支払方法、受入トラブル)

1. 医療インバウンドにおけるJIHの現状-2

【JMIPとJIHの違い】

JMIPとJIHの対象とする外国人や受入業務は、下記の違いがある。

JMIP	在留・訪日外国人が対象。これらの外国人が予約なしで来院しても、受付・診療・会計まで全て自ら対応できるように、診療科単位ではなく、病院全体の受入体制を審査する
JIH	医療渡航受診者が対象。渡航前の情報収集・受診時の通訳・医療費の支払い・予後フォローまで含め、あらかじめ渡航支援企業と調整の上対応することを前提としている また、推奨組織(MEJ)を通じて、外国に対し情報発信を行う

※JMIPの現地調査(2日間)は調査者の協議・調査結果のフィードバックを含む。JIHの調査では、書類による事前審査・現地調査(半日)・後日の調査内容協議し、結果のフィードバックを行う

以上の差により、JMIPには「病院全体の受入体制(特に言語対応)」が求められるが、JIHの場合は渡航支援企業との協業により機能代替も可能。

⇒ 認証医療渡航支援企業(AMTAC)との協業が重要

1. 医療インバウンドにおけるJIHの現状-3

【取り組み】

MEJでは、日本の病院で診断・治療や健診・検診を希望する外国からの医療渡航受診者の受入を促進するため、平成25年以降、政府と協調して下記を行っている。

- ①推奨するJIHの調査と認定
- ②JIHのウェブサイト(JAPAN Hospital Search)を通じ、JIHの情報を外国へ発信
- ③医療インバウンド環境整備のためのセミナーによるノウハウの共有(12回)
- ④海外展示会等によるプロモーション(4回)



(2016年度 東京でのセミナーの様子)



(2016年度 北京での展示会の様子)

2. 医療インバウンドにおけるAMTACの現状

【AMTACの現状】

- ・平成28年(1～12月)で、AMTAC2社による医療渡航アレンジ人数は744人。

AMTAC認証基準

1. 医療滞在ビザ身元保証機関
2. 旅行業登録
3. 受入実績(年間平均150名以上・うち治療目的120名以上)
4. 複数の医療機関(JIH)からの推薦
5. プライバシーマークの取得
6. 顧問医(渡航受診者からの相談に備えた顧問契約等)
7. 渡航受診者への説明(トラブル防止の体制・書類整備)
8. 事業計画の策定(受入数の見込、社内研修計画等)
9. 受入支援業務の状況の把握(受入状況の定期報告)
10. その他事項
 - ・訪日前から帰国後のフォローアップまで責任を持って対応
 - ・サービスの質の向上(医療通訳対応や社員研修等)
 - ・医療渡航支援全般の活性化・高度化への協力

3. 医療インバウンドにおける課題

【課題と対応方針】

課題	対応方針
外国：医療機関が積極的なプロモーションを行うケースが多い 日本：医療渡航受診者は諸外国と比較し少なく、特に地方で 受入を希望している病院に受診者が向かっていない ⇒ 更なる プロモーション が必要	渡航受診者増のため プロモーション強化
一部医療機関に事前連絡の無い受診者が直接来院するなど、 医療現場が混乱しているケースあり ⇒ AMTACを通じた対応方法を徹底する	AMTACを通じた 対応方法を徹底する
AMTACが2社しかない 受診者・医療機関の 選択肢が少ない	AMTAC増
医療渡航支援企業の業務(通訳レベル・医療関連知識等)に 関する 更なる研修の必要性 が指摘されている	受診者・医療機関の 負荷軽減のため サービスの質の向上 継続的な質の改善

4. 課題解決などに向けた今後の対策-1

【方向性】

- ・日本(特に地方)への医療渡航受診者を増やすことに加え、医療渡航の受け入れ促進のため、**AMTACの増加**と**業務の質の継続的改善**を図る必要がある。

【対策】

AMTACの増	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外に向けた情報提供を継続し、AMTACの認知度を推進 ・AMTACが増えない背景調査結果を踏まえ、ガイドラインに記載のある「認証に準ずるような枠組み」として、準認証企業(仮称)の設置を検討する
業務の質の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関やAMTACからの相談をMEJが受け付け、適切なフィードバックを行う ・AMTACのサービスの質を担保するための強化策を検討する 例：①医療機関やAMTACからの相談内容を踏まえたMEJセミナーを開催する ②PDCAサイクルによる業務の質改善の努力義務化

4. 課題解決などに向けた今後の対策-2

【AMTAC増を検討するための調査・考察】

医療滞在ビザの身元保証機関（外務省HP掲載・除医療機関）56社に問合せ実施。
回答のあった35社の認証取得のネックとなっているAMTAC認証基準をまとめた。

身元保証機関 (外務省HP)	回答数	AMTAC認証 申請意思	ネックとなる基準 (重複・未回答あり)	
56社 (除医療機関)	35社	あり:15社	実績人数 年間150名・うち治療120名	10社 ※
			プライバシーマーク取得	7社
			旅行業登録	5社
		なし:20社	実績人数 年間150名・うち治療120名	9社
			プライバシーマーク取得	5社
			旅行業登録	4社

※ うち6社が、年間50名以上100名未満。残り4社は年間50名未満。

- ・実績人数、プライバシーマーク、旅行業登録など、中小企業者にとってハードルが高い認証基準となっている。
- ・その他、地方の企業から、JIHからの推薦(複数)が厳しいという声もある(地域にJIHが一つしかない)

4. 課題解決などに向けた今後の対策-3

【準認証企業(仮称)案】

- ・AMTAC認証を受ける前段階の認証であり、AMTACを目指す渡航支援企業を奨励することを目的とする。
- ・3年以内にAMTAC認証を取得しなかった場合、準認証は失効する。

準認証基準(案)

項目	基準の背景	準認証基準(案)	(比較)AMTAC認証基準
受入実績	信頼度	年間50名(3年以内にAMTAC認証基準を満たす計画があること)	直近2年間の平均で年間150名(うち治療目的が120名)以上
プライバシーマーク	情報保護	プライバシーマークを取得 ※	
旅行業登録	宿泊・移動手配	旅行業登録、もしくは旅行業者との契約に基づく提携関係あり	旅行業登録(第1種、第2種、又は第3種)
医療機関からの推薦	信頼度	受診者送り込み実績のある1施設以上のJIHからの推薦	複数のJIHからの推薦
業務の質	信頼度	質の担保のための強化策(P7参照)を検討	

※ プライバシーマークについては、他に適切な代替案がないため、個人情報保護の観点から現時点での緩和は困難ではないか。